

秋田市教育委員会  
平成28年5月定例会  
(案件・資料)

【目次】

付議案件

- |        |                                   |   |   |
|--------|-----------------------------------|---|---|
| 議案第13号 | 秋田市立高等学校職員の勤務成績の評価に関する規則の一部を改正する件 | … | 1 |
| 議案第14号 | 秋田市社会教育委員の委嘱に関する件                 | … | 5 |

協議事項

- |     |                         |   |    |
|-----|-------------------------|---|----|
| (1) | 新・秋田市教育ビジョン（仮称）の策定について  | … | 6  |
| (4) | 平成28年度秋田市教育委員学校訪問について   | … | 10 |
| (5) | 御所野学院の今後のあり方について        | … | 13 |
| (6) | 平成28年度「新成人のつどい」実施方針について | … | 17 |

教育長等の報告

- |     |  |   |    |
|-----|--|---|----|
| (1) | 平成28年度教育委員会事務の点検・評価について                | … | 19 |
| (2) | 秋田市小・中学校適正配置推進委員会の設置について               | … | 20 |
| (3) | 「秋田市学校給食費に関する条例」の設定およびパブリックコメントの実施について | … | 21 |
| (4) | 学校給食への異物混入について                         | … | 24 |

議案第13号

秋田市立高等学校職員の勤務成績の評価に関する規則の一部を改正する件

秋田市立高等学校職員の勤務成績の評価に関する規則の一部を次のように改正する。

平成28年5月27日提出

秋田市教育委員会

委員長 野 口 かおり

秋田市立高等学校職員の勤務成績の評価に関する規則の一部を改正する規則

秋田市立高等学校職員の勤務成績の評価に関する規則（昭和33年秋田市教委規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市立高等学校職員の人事評価に関する規則

第1条中「地方公務員法」を「この規則は、地方公務員法」に、「第40条」を「第23条の2第2項」に、「勤務成績の評価は、この規則の定めるところによる」を「人事評価の基準および方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項を定めるものとする」に改める。

第2条中「勤務成績の評価は」を「人事評価の基準および方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項については」に、「勤務成績の評価に」を「人事評価に」に、「により実施するものとする」を「による」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 提案理由

地方公務員法および秋田県立学校職員の勤務成績の評価に関する規則の一部改正に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

## 秋田市立高等学校職員の勤務成績の評価に関する規則の一部改正

### 第1 改正理由

地方公務員法および秋田県立学校職員の勤務成績の評価に関する規則の一部改正に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

### 第2 改正要旨

#### 1 題名関係

秋田県立学校職員の勤務成績の評価に関する規則の一部改正と同様に、「勤務成績の評価」を「人事評価」に改めるもの

#### 2 第1条関係

地方公務員法の一部改正に伴い、規定を整備するもの

#### 3 第2条関係

秋田県立学校職員の勤務成績の評価に関する規則の一部改正に伴い、規定を整備するもの

#### 4 附則関係

施行は、公布の日からとするもの

秋田市立高等学校職員の勤務成績の評価に関する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>秋田市立高等学校職員の<u>人事評価</u>に関する規則</p> <p>第1条 この規則は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2第2項の規定に基づき、秋田市教育委員会が行う秋田市立高等学校職員の人事評価の基準および方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第2条 前条の<u>人事評価の基準および方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項については、秋田県立学校職員の人事評価に関する規則（昭和33年秋田県教育委員会規則第5号）の定めるところによる。</u></p>	<p>秋田市立高等学校職員の<u>勤務成績の評価</u>に関する規則</p> <p>第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第40条の規定に基づき、秋田市教育委員会が行う秋田市立高等学校職員の勤務成績の評価は、この規則の定めるところによる。</u></p> <p>第2条 前条の<u>勤務成績の評価は、秋田県立学校職員の勤務成績の評価に関する規則（昭和33年秋田県教育委員会規則第5号）の定めるところにより実施するものとする。</u></p>

議案第14号

秋田市社会教育委員の委嘱に関する件

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項の規定に基づき、秋田市社会教育委員を次のとおり委嘱する。

平成28年5月27日提出

秋田市教育委員会

委員長 野 口 かおり

氏 名	分 野	役 職 名 等
金 丸 亮	学校教育関係者	秋田市立外旭川小学校長

任期は、平成28年6月1日から平成29年8月4日までとする。

提案理由

社会教育委員飯塚勇一の辞任に伴い、その後任の委員を委嘱しようとするものである。

## 新・秋田市教育ビジョン（仮称）の策定について

### 1 策定方針

人口減少・少子高齢化の進行をはじめとする社会環境の変化や組織機構の改正、新たな秋田市総合計画のスタートなど、教育委員会を取り巻く様々な環境の変化に対応しつつ、将来展望を踏まえた本市教育のさらなる充実を図るため、教育基本法第17条第2項に規定されている「教育振興基本計画」として位置づけることを視野に入れながら、現行の教育ビジョンを1年前倒して改定し、新たな教育ビジョン（以下、新ビジョン）を策定する。

### 2 検討組織

新ビジョンの内容を検討するため、秋田市教育ビジョン検討委員会（別紙1のとおり）を設置する。

#### (1) 委員構成

13名（学校教育関係8名、社会教育関係5名）

#### (2) 開催予定

年5回（協議内容により、専門分野毎の個別開催も検討する）

### 3 新ビジョンの構成（案）

#### 第I章 計画の策定にあたって

##### 第1 計画策定の趣旨

##### 第2 計画の位置づけ

##### 第3 計画の期間

##### 第4 計画策定の経過等

#### 第II章 本市教育の現状と課題

#### 第III章 本市教育の目指す姿（計画の体系）

※現時点のイメージは別紙2のとおり

##### 第1 計画期間（5年間）を通じて目指す教育の姿

##### 第2 計画の目標

#### 第IV章 施策の方向性と今後の展開

#### 第V章 参考資料

#### 4 今後のスケジュール

##### 6月8日 第1回秋田市教育ビジョン検討委員会

- ・委員委嘱、スケジュール等概要説明
- ・「本市教育の現状と課題（原案）」の提示
- ・「本市教育の目指す姿（計画の体系）（原案）」の提示
- ・「施策の方向性と今後の展開（原案）」の提示

##### 6月下旬 教育委員会6月定例会

- ・第1回秋田市教育ビジョン検討委員会の報告

##### 7月中旬 第2回秋田市教育ビジョン検討委員会

- ・「本市教育の目指す姿（計画の体系）（原案）」の協議①
- ・「施策の方向性と今後の展開（原案）」の協議①

##### 8月下旬 第3回秋田市教育ビジョン検討委員会

- ・「本市教育の目指す姿（計画の体系）（原案）」の協議②
- ・「施策の方向性と今後の展開（原案）」の協議②

##### 10月中旬 第4回秋田市教育ビジョン検討委員会

- ・「新ビジョン（原案・全体版）」の協議

##### 10月下旬 教育委員会10月定例会

- ・「新ビジョン（原案・全体版）」の協議①

##### 11月下旬 教育委員会11月定例会

- ・「新ビジョン（原案・全体版）」の協議②
- ・パブリックコメント実施概要説明

##### 12月中旬 市議会11月定例会

- ・「新ビジョン（原案・全体版）」の報告
- ・パブリックコメント実施概要説明

##### 1月 パブリックコメントの実施（1か月程度）

##### 2月上旬 第5回秋田市教育ビジョン検討委員会

- ・「新ビジョン（最終案・全体版）」の協議

##### 2月中旬 教育委員会2月定例会

- ・「新ビジョン（最終案・全体版）」の議決

##### 3月上旬 市議会2月定例会

- ・「新ビジョン」の報告

## 新・秋田市教育ビジョン（仮称）検討委員会（案）

	部門	所属団体および役職	氏名
1	学校教育	秋田大学教育文化学部教授	佐藤 修司
2	学校教育	秋田公立美術大学美術教育センター教授	毛内 嘉威
3	学校教育	秋田大学教育文化学部教授	武田 篤
4	学校教育	秋田市小学校校長会会長 秋田市立東小学校長	加賀美 俊一
5	学校教育	秋田市中中学校校長会会長 秋田市立山王中学校長	奥 瑞生
6	学校教育	学校法人山王学園 山王幼稚園・保育園園長	齋藤 満澄
7	学校教育	前秋田市立秋田商業高等学校長	鎌田 勝
8	学校教育	秋田市PTA連合会会長	野崎 一
9	社会教育	秋田大学大学院教育学研究科教授 秋田市社会教育委員	原 義彦
10	社会教育	ノースアジア大学経済学部	※調整中
11	社会教育	NPO法人子育て応援Seed代表	山崎 純
12	社会教育	秋田市社会教育委員（議長）	三浦 研二
13	社会教育	秋田市生涯学習奨励員 人権擁護委員	加賀谷 ユウ子

## 新・秋田市教育ビジョン（仮称）体系図（原案）

目指す姿	目 標	施策の方向性	施 策	主な取組	
郷土あきたの明日を拓く「自立と共生」の人づくり	1 志を持ち「徳・知・体」の調和がとれた子どもをはぐくむ学校教育の充実	1 豊かな人間性の育成	1 道徳教育の充実		
			2 人と人との絆づくり		
			3 人間関係を築く力の育成		
		2 確かな学力の育成	1 学習指導の充実		
			2 読書活動の充実		
		3 健やかな心と体の育成	1 健康教育の充実		
			2 体力の向上		
			3 食育の推進		
		4 夢や希望、志をはぐくむ教育の推進	1 キャリア教育の推進		
			2 郷土秋田に根ざした教育の推進		
		5 一貫性と系統性を踏まえた教育の推進	1 幼保小連携の推進		
			2 小中一貫した考えに立った教育の充実		
		6 今日的な課題に対応した教育の充実	1 いじめの防止		
			2 不登校児童生徒への支援		
			3 特別支援教育の充実		
			4 情報モラル教育の充実		
			5 防災教育の充実		
		7 教職員の資質・能力の向上	1 教職員研修の充実		
		8 高等学校教育の充実	1 秋田商業高等学校の教育の充実		
			2 御所野学院高等学校の教育の充実		
			3 秋田公立美術大学附属高等学院の教育の充実		
	2 将来にわたり安全安心で快適な学校教育環境の整備	1 良好な学校教育環境の整備	1 学校配置の適正化		
			2 児童生徒の実情に応じた学びの支援		
		2 安全安心な学校教育環境の整備	1 学校内の安全安心の確保		
			2 通学路の安全確保		
			3 安全安心で安定的な学校給食の提供		
			4 学校施設の整備		
3 生涯を通じて個性と能力を發揮できる社会教育の充実			1 社会教育の充実	1 学習支援体制の充実	
				2 学習機会の充実	
	3 学習成果の活用支援				
	4 地域コミュニティづくりの推進				
2 社会教育施設の充実	1 市民サービスセンターにおける社会教育活動の充実	1 市民サービスセンターにおける社会教育活動の充実			
		2 図書館サービスの向上			
		3 体験活動等施設の充実			

## 平成28年度秋田市教育委員学校訪問について

### 1 訪問の目的

学校経営や教育活動の状況を視察し、教職員と懇談することにより、秋田市教育の充実に資する。

### 2 訪問者

各校を教育委員2～3名が訪問する。

学校教育課より課長、教職員室長、課長補佐のうち1名が随行する。

### 3 訪問の内容

- (1) 学校経営の重点事項の把握（校長説明による）
- (2) 教育活動および施設・設備等の状況把握（校内一巡による）
- (3) 教職員との懇談

### 4 訪問の日程

訪問は、午前1校、午後1校とする。

#### 【例】

《午 前》		《午 後》	
10:10～10:25	校長の経営説明	13:30～13:45	校長の経営説明
10:25～11:15	校 内 一 巡	13:45～14:35	校 内 一 巡
11:25～12:15	懇 談	14:45～15:35	懇 談
12:15～	昼食・休憩・移動		

### 5 その他

- (1) 学校経営説明（校長）
  - ・今年度の学校経営の重点と取組について校長が説明する。
- (2) 校内一巡
  - ・授業の参観および施設設備等（校外施設も含む）の視察をする。
  - ・訪問校は、授業参観の際に全学年を参観できるよう配慮する。
- (3) 懇談
  - ・校長、教頭および他の教職員とのフリートーキングとする。
- (4) 昼食
  - ・午前の訪問校で学校給食を摂る。
- (5) 資料等
  - ・訪問日の5日前を目処に、訪問校が作成した学校訪問資料、前年度の学校評価、絆づくり教育プランを教育委員に届ける。

秋田市教育委員会 教育委員学校訪問の実績および予定

<小学校>

No.	学校名	H24	H25	H26	H27	H28	備考
1:	保戸野	◎		◎		○	
2:	明德	◎		◎		○	
3:	築山	◎		◎		○	
4:	旭北	◎		◎		○	H28新校長
5:	中通	◎		◎		○	H28新校長
6:	旭南		◎		◎		
7:	牛島	◎		◎		○	H28新校長
8:	川尻	◎		◎		○	
9:	旭川		◎		◎		
10:	土崎		◎		◎		
11:	港北	◎		◎		○	H28新校長
12:	土崎南	◎		◎		○	H28新校長
13:	高清水		◎		◎		H28新校長
14:	広面		◎		◎		H28新校長
15:	日新		◎		◎		H28新校長
16:	勝平	◎		◎		○	新任校長
	千秋分校		◎		◎		
17:	太平		◎		◎		新任校長
18:	外旭川	◎		◎		○	
19:	飯島	◎		◎		○	H28新校長
20:	下新城		◎		◎		新任校長
21:	上新城	◎		◎		○	
22:	浜田	◎		◎		○	新任校長
23:	豊岩		◎		◎		
24:	仁井田	◎		◎		○	H28新校長
25:	四ツ小屋	◎		◎		○	
26:	上北手		◎		◎		
27:	下北手		◎		◎		
28:	下浜	◎		◎		○	
29:	金足西		◎		◎		
30:	八橋		◎		◎		
31:	東		◎		◎		
32:	泉		◎		◎		
33:	大住		◎		◎		H28新校長
34:	桜	◎		◎		○	H28新校長
35:	飯島南	◎		◎		○	
36:	寺内		◎		◎		新任校長
37:	御所野		◎		◎		H28新校長
38:	岩見三内	◎		◎		○	新任校長
39:	河辺	◎		◎		○	
40:	戸島		◎		◎		
41:	雄和	/	/	/	/	○	H28新校長
42:	川添	◎		◎		/	/
43:	種平	◎		◎		/	/
44:	戸米川		◎		◎	/	/
45:	大正寺		◎		◎	/	/
	計	23	22	23	22	22	

<中学校>

No.	学校名	H24	H25	H26	H27	H28	備考
1:	秋田東	◎		◎		○	H28新校長
2:	秋田南		◎		◎		H28新校長
3:	山王	◎		◎		○	
4:	土崎	◎		◎		○	
5:	秋田西		◎		◎		
6:	太平	◎		◎		○	H28新校長
7:	外旭川		◎		◎		
8:	秋田北	◎		◎		○	
9:	豊岩		◎		◎		H28新校長
10:	城南		◎		◎		新任校長
11:	下北手	◎		◎		○	H28新校長
12:	下浜		◎		◎		新任校長
13:	城東		◎		◎		H28新校長
14:	泉		◎		◎		H28新校長
15:	将軍野	◎		◎		○	
16:	御野場	◎		◎		○	H28新校長
17:	勝平	◎		◎		○	
	千秋分校		◎		◎		
18:	飯島		◎		◎		
19:	桜	◎		◎		○	新任校長
20:	御所野学院		◎		◎		
21:	岩見三内	◎		◎		○	新任校長
22:	河辺		◎		◎		新任校長
23:	雄和		◎		◎	○	
	計	11	13	11	13	12	

<高校等>

No.	学校名	H24	H25	H26	H27	H28	備考
1:	秋田商業		◎		◎		H28新校長
2:	御所野学院	◎		◎		○	
3:	美大附属		◎		◎		H28新副校長
	計	1	2	1	2	1	

総計	35	37	35	37	35
----	----	----	----	----	----

H28年度は、岩見三内小中、雄和小中と一緒に訪問するため、実質は33校の訪問となる。

- H20 自然科学学習館(ALVE)
- H21 西部市民サービスセンター
- H22 太平山自然学習センター
- H23 秋田きらり支援学校
- H24 秋田市教育研究所(教職員研修の実際)
- H25 千秋美術館
- H26 サンパル
- H27 秋田城跡資料館、如斯亭
- H28 (案) すくうる・みらい

平成28年度秋田市教育委員学校訪問日程(案)

No.	期日	班	訪問校		教育委員					随行		
			午前 10:10~12:15	午後 13:30~15:35	野口 委員長	進藤 委員	石田 委員	前川 委員	越後 教育長	加賀谷 課長	細谷 室長	鈴木 補佐
1	7/13(水)	A	築山小学校	中通小学校	○			○	○			○
		B	御所野学院高校	牛島小学校		○	○				○	
2	7/21(木)	A		上新城小学校	○		○				○	
		B		勝平中学校		○		○	○	○		
3	8/25(木)	A	明德小学校		○		○		○			○
		B	山王中学校			○		○		○		
4	8/29(月)	A	土崎中学校		○	○					○	
		B	御野場中学校				○	○	○			○
5	8/31(水)	A	保戸野小学校	秋田東中学校			○	○		○		
		B	飯島小学校	飯島南小学校	○	○			○		○	
6	10/20(木)	A	勝平小学校	教育施設 訪問候補日①		○	○					○
		B	桜中学校		○			○	○	○		
7	10/27(木)	A B	雄和小中学校		○	○	○	○	○		○	
8	10/31(月)	A	岩見三内小中学校	教育施設 訪問候補日②	○	○			○		○	
		B	将軍野中学校				○	○				○
9	11/7(月)	A	浜田小学校	下浜小学校	○			○				○
		B	仁井田小学校	四ツ小屋小学校		○	○		○	○		
10	11/16(水)	A	川尻小学校	下北手中学校		○	○				○	
		B	港北小学校	秋田北中学校	○			○	○	○		
11	11/21(月)	A	外旭川小学校	旭北小学校		○		○				○
		B	太平中学校	桜小学校	○		○		○	○		
12	11/25(金)	A	河辺小学校		○	○					○	
		B	土崎南小学校				○	○	○			○

## 御所野学院の今後のあり方について

### 1 平成27年11月 御所野学院検討委員会答申について（概要）

- (1) 中高一貫教育校としての入学者数や学院高等学校への進学者数について、今後の回復が見込めないことから、中高一貫教育校としての御所野学院の存続は困難である。
- (2) 中学校については、地元の中学校として残すことが必要である。
- (3) 御所野学院が培ってきた教育活動等は価値ある教育資産として、秋田市立高等学校等に引き継いでいくことが望まれる。

### 2 御所野学院検討プロジェクトにおける検討状況について

- ◎課題1：中高一貫教育プログラムの継続
- ◎課題2：御所野地区を学区とした中学校の設置
- ◎課題3：学院高校の定員の確保

#### (1) 課題1について

開校以来実施してきた表現科や郷土学、中高合同活動、国際教養大学との連携による英語教育など、中高6年間をとおしたカリキュラムは、学院ならではの特色ある取組であり、これまで本市教育の充実に寄与してきた価値ある教育プログラムであることから、今後も中高一貫制度において継続すべきである。

#### (2) 課題2について

御所野学院は、平成11年に御所野地区を学区とする中学校として開校し、翌12年に高校を併設して、秋田市全体を学区とする中高一貫校となった。これに伴い、御所野小の指定通学中学校は御野場中に変更されることとなり、以来、中高一貫校への進学を希望しない児童の、御野場中学校への通学の負担等が課題となっており、併設型一貫校という現行制度を続ける限り、この課題の根本的な解決につながらない。

こうしたことから、御所野地区を学区とする中学校の設置を検討すべきである。

#### (3) 課題3について

上記(2)の中高一貫校開校の経緯から、学院中学校には入学者選抜を経て、中高一貫校として6年間学ぶ生徒（80名）と、地元中学校として3年間のみ学ぶ生徒（御所野小出身児童）が在籍している。併設型一貫校は、中学校入学段階で選抜を行い、高校入学段階では入試を行わずに中学校と高校を接続する制度であるが、制度上、中学校卒業後、他の高校に進学することを妨げない。

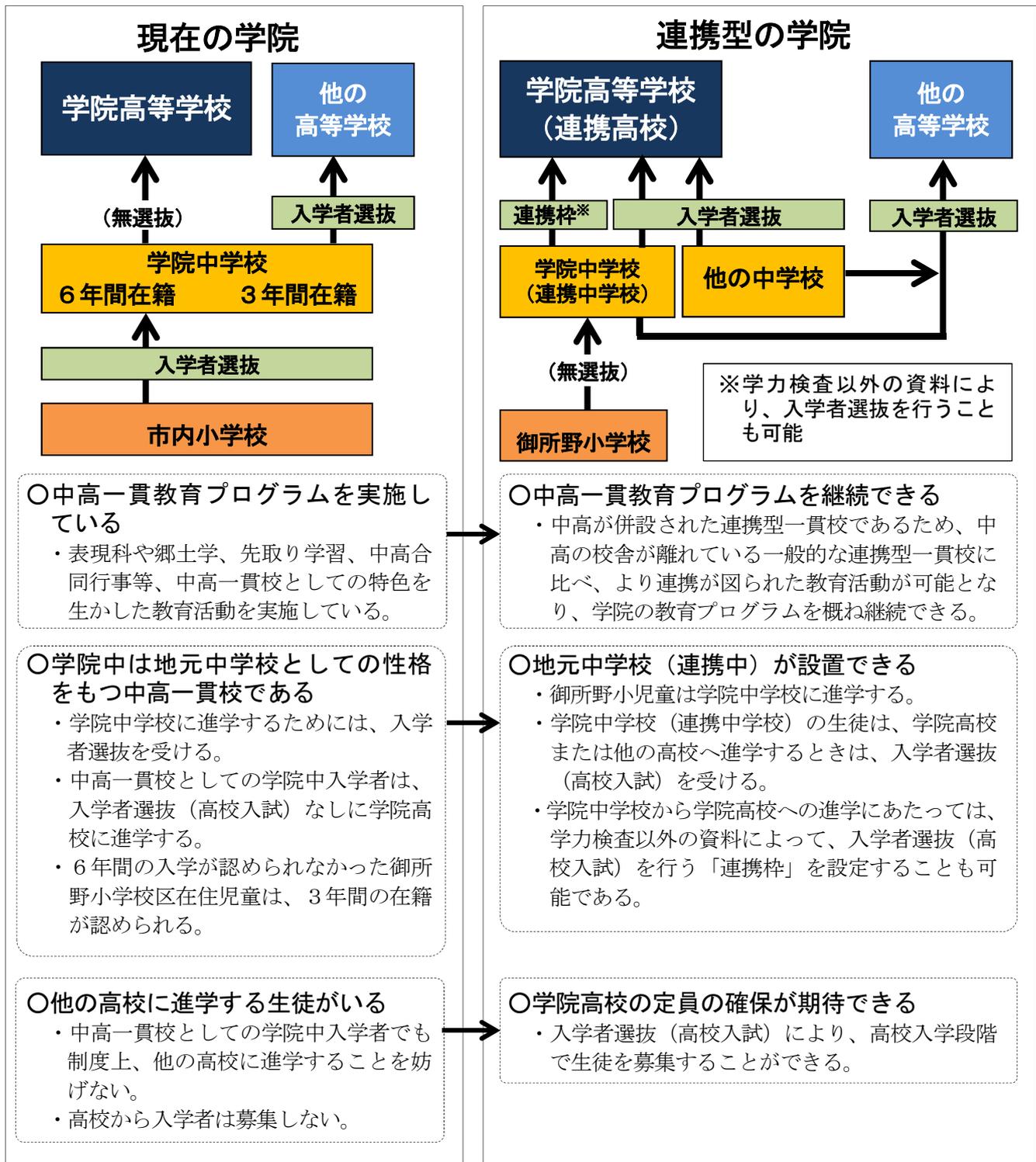
こうしたことから、これまで学院においては、6年間学ぶ中高一貫校として入学したものの、他の高校へ進学する生徒が一定数おり、学院高校としての定員が確保できない状況が続いている。そのため、定員の確保に向け、欠員分を補充する高校入試の可能性を模索したが、学院高校に進学しない生徒数は、毎年流動的であることから、あらかじめ定員を定めない入試の導入は、極めて困難であるとの結論にいたった。

以上の点を踏まえ、高校入学段階で生徒を募集する新たな制度を検討すべきである。

### 3 プロジェクトとしての方向性について

御所野学院における特色ある中高一貫教育プログラムを継続するとともに、御所野地区を学区とする中学校の設置と、入試により高等学校の定員を確保することが可能な「連携型中高一貫校」をめざして、具体的な検討を行う。

#### 【現行の御所野学院と連携型へ移行した場合の制度の比較】



#### 4 連携型一貫校への移行に関する保護者、地域住民へのアンケート結果について

##### (1) アンケートの対象

- ・御所野小保護者：約630名 <回収率：約85%>
- ・学院中保護者：約240名 < 〃 : 約80%>
- ・学院高保護者：約150名 < 〃 : 約70%>
- ・地域住民：約140名 < 〃 : 約50%>

**計 約1,160名 回収率：約75%** ※5月17日現在

##### (2) 結果の概要（速報値のため数値については未確定）

**賛成 75.1%**（賛成：40.6% どちらかと言えば賛成：30.8%）

###### <主な理由>

- ・地元の中学校が設置できるから
- ・高校の定員が確保できるから
- ・中高一貫教育が継続できるから

**反対 9.1%**（反対：4.4% どちらかと言えば反対：4.7%）

###### <主な理由>

- ・一貫校は不要だから（地元中学校があればよい）
- ・一貫校のよさがなくなるから・併設型を維持すべきだから
- ・他の小学校から学院中へ入学できなくなるから

**どちらとも言えない 15.1%**

###### <主な理由>

- ・地元の中学校が設置できるのはよいが、連携高校としての学院の存続については疑問だから
- ・御所野小学区外からの入学も認めてほしいから
- ・部活動を活発にしないと魅力ある学校にならないから

#### 5 御所野学院の今後のあり方に関する方向性について

御所野学院における特色ある中高一貫教育プログラムを継続するとともに、御所野地区を学区とする中学校の設置と、入試により高等学校の定員を確保することが可能な「連携型中高一貫校」を目指して、具体的な検討を進める。

##### <具体的な方向性>

- ・平成29年度の中学1年生から、学院中を御所野地区を学区とする中学校とする。
- ・連携型一貫校として、平成32年度（31年度末）から高校入試を実施する。

## 6 制度の移行に向けて検討すべき課題等

- 連携型一貫校としての教育課程の編成
  - ・管理規則および学則等の改定
- 学院中学校の学区指定のあり方
  - ・御所野地区（御所野小）の指定中学校を御野場中から学院中へ変更
  - ・御所野小以外からの学院中への入学の可否の検討
- 連携校としての学院高校の入学者選抜のあり方
  - ・選抜対象、選抜方法等の検討
  - ・連携枠（学院中から学院高へ学力検査等を行わずに入学）設定の検討

## 7 本年度の主なスケジュール

時 期	ス ケ ジ ュ ー ル	備 考
平成28年 5月下旬	○教育委員会としての方針の決定	・5/27 定例会
6月下旬	○6月議会で報告	・教育産業委員会
7月	○パブリックコメントの実施	※県教委との協議
8月	○総合教育会議開催	
9月中旬	○9月議会で報告	・教育産業委員会
9月中旬	○地域、全市に向けた説明	

## 平成28年度「新成人のつどい」実施方針について

### 1 事業の目的

新成人の門出を祝福する記念行事をとおして、これからの社会を担う新成人としての責任と自覚を促すとともに、ふるさと秋田への誇りや愛着を高める機会とする。

### 2 主 催

秋田市 秋田市教育委員会

### 3 協 力

平成28年度秋田市新成人のつどい運営協力委員会

### 4 期 日

平成29年1月8日（日曜日）

### 5 会 場

CNAアリーナ★あきた（市立体育館）

### 6 参加対象者

平成8年4月2日から平成9年4月1日までに出生し、過去又は現在秋田市に居住した者および秋田市に学校や勤務先があり、秋田市外から通っている者とする。

### 7 実施内容

式典（国歌斉唱、市長祝辞、新成人の抱負等）とアトラクションの内容で構成し、市民各層からのお祝いメッセージ等を組み入れて実施する。

※式典およびアトラクションの詳細内容は、新成人による運営協力委員会で企画する。

### 8 事前のPR活動

事業の円滑な運営を図るため、広報あきたや新成人へ送付する案内はがき等により事業内容等について周知する。

### 9 警備体制

会場周辺の警備および敷地内の点検に加え、会場内での対応について、秋田中央警察署との協議を踏まえ、体制を整える。

### 10 運営協力委員会の設置

新成人による運営協力委員会を設置し、積極的に企画・運営等に参画する。

※ 今後のスケジュール

平成28年	
5月27日	実施方針の協議【教育委員会定例会】
5月下旬	実施方針の決定
6月中旬～7月上旬	運営協力委員の募集・決定
7月下旬～	運営協力委員会開催 (月に1回の間隔で開催)
11月中旬	新成人対象者へ案内はがき郵送
11月下旬	開催要項の協議【教育委員会定例会】
12月上旬	開催要項の決定
12月中旬	開催案内 (広報あきた等掲載) (来賓等へ案内)
平成29年	
1月8日	新成人のつどい開催

## 平成28年度教育委員会事務の点検・評価について

### 1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の所管する事務の管理および執行の状況について点検・評価を行い、その結果を報告書にまとめて議会に提出するとともに、公表するものである。

### 2 実施方針

(1) 対象 平成27年度の施策・事業等とし、以下の教育ビジョン各部門の「重点施策とその取組」に沿って主な事務・取組を選定し実施する。

「学校教育部門」、「社会教育部門」、「スポーツ振興部門」、  
「文化振興部門」、「教育環境整備部門」

なお、スポーツおよび文化に関する事務については、秋田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の定めるところにより、平成28年4月1日から市長が管理・執行する事務となったが、今回は平成27年度中の事務の点検・評価を行うものであるため対象からは除かない。

(2) 構成 ① 基本方針

・平成27年度の事務の執行に当たっては、教育ビジョンの「重点施策とその取組」を基本方針としていることから、その内容を記載する。

② 評価および課題・改善点

・前年度の報告書に記載された課題・改善点および学識経験者の意見を踏まえながら、事業実施による効果および実施後の課題、より良い成果をもたらすための改善点について記載する。

③ 参考

・評価および課題・改善点に関連する平成27年度の事業実績や成果を簡潔に記載する。

### 3 学識経験者

本年度策定する新教育ビジョンおよび現行ビジョンの検討委員の中から、以下の3名をお願いする。

佐藤修司	秋田大学教育文化学部教授
原義彦	秋田大学大学院教育学研究科教授
横山智也	聖霊女子短期大学生活文化科教授

### 4 スケジュール

5月	教育委員会定例会（実施方針の報告）
7月	教育委員会定例会（事務局案協議、意見提出依頼）
8月	教育委員会定例会（最終案協議）→学識経験者から意見を聴取
9月	教育委員会定例会（議決）→市議会に報告（机上配布を予定）

## 秋田市小・中学校適正配置推進委員会の設置について

秋田市小・中学校適正配置検討委員会から平成28年2月16日に提出された「秋田市小・中学校の適正配置等に関する提言書」の基本的な考え方を踏まえ、新たに秋田市小・中学校適正配置推進委員会を設置し、望ましい学校配置の将来像を十分な時間をかけて描くこととする。

### 1 設置目的

秋田市立小・中学校における良好な教育環境の維持・向上を目的として、学校規模および学校配置の適正化を図るための具体的対応について検討するため設置する。

### 2 委員構成

8名	・学識経験者	3名
	・地域関係者	1名
	・保護者代表	1名
	・学校関係者	2名
	・有識者	1名

### 3 今後のスケジュール（案）

#### (1) 平成28年度

年度内に5回程度開催し、ターゲットとする年度、適正規模の基準および学区の区割りの方法など、配置を検討するための条件を検討する。

また、地域からの意見聴取の方法について検討する。

#### (2) 平成29年度

年度内に4回程度開催し、地域等からの意見聴取の結果報告、将来像の原案提示および修正案提示を経て、2月を目途に、推進委員会の案として、学校配置の将来像を提示する。

## 「秋田市学校給食費に関する条例」の設定および パブリックコメントの実施について

### 1 条例設定の目的

平成29年4月からの学校給食費の公会計化にあたり、本市における学校給食の実施と保護者からの給食費の徴収等を規定するため、9月議会において「秋田市学校給食費に関する条例」を設定する。

### 2 パブリックコメントの実施

条例設定の前提の手続きとして、しあわせづくり秋田市民公聴条例第5条第1項第4号の規定に基づき、パブリックコメントを実施する。

実施期間は、6月1日(水)から6月30日(木)までとする。

(条例の対象となる計画等)

第5条 この条例の対象となる市の計画等は、次のとおりとします。

- (1) 秋田市総合計画
- (2) 各行政分野の基本的な事項を定める計画
- (3) 秋田市の重要な施設の建設等に関する計画
- (4) 次のいずれかに該当する条例、規則等
  - ア 市の基本的な方針又は制度を定めるもの
  - イ 市民に義務を課し、又はその権利を制限することを内容とするもの
- (5) その他市が市民から意見等を求める必要があると認めるもの

### 3 パブリックコメント資料

別紙のとおり

### 4 今後のスケジュール

平成28年	6月	条例(案)のパブリックコメントの実施
	9月	市議会定例会に条例(案)を提出
	10月	保護者への周知および口座振替依頼書の配布開始
平成29年	4月	条例の施行・公会計化の本格運用開始

## 秋田市学校給食費に関する条例（案）の設定について

### 1 条例設定の理由

市立小学校および中学校における学校給食費を公会計により管理するため、この条例を設定しようとするものです。

### 2 規定する主な内容

#### (1) 趣旨

この条例は、秋田市が実施する学校給食に係る学校給食費の徴収に関し必要な事項を定めます。

#### (2) 定義

この条例における用語の意義について規定します。

#### (3) 学校給食の実施

秋田市は、市立小学校および中学校において、学校給食を実施するものとします。

#### (4) 学校給食費の徴収

市長が、学校給食を受ける児童・生徒の保護者から学校給食費を徴収することとします。

#### (5) 学校給食費の額

学校給食費の額について規定します。

#### (6) 学校給食費の減額

市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができることとします。

#### (7) 学校給食費の納付

学校給食を受ける児童・生徒の保護者は、指定した期日までに学校給食費を納付しなければならないこととします。

#### (8) 委任

条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

### 3 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行します。

## 秋田市学校給食費に関する条例（案）の設定について

### 1 制定の背景と必要性

#### (1) 公会計化の意義

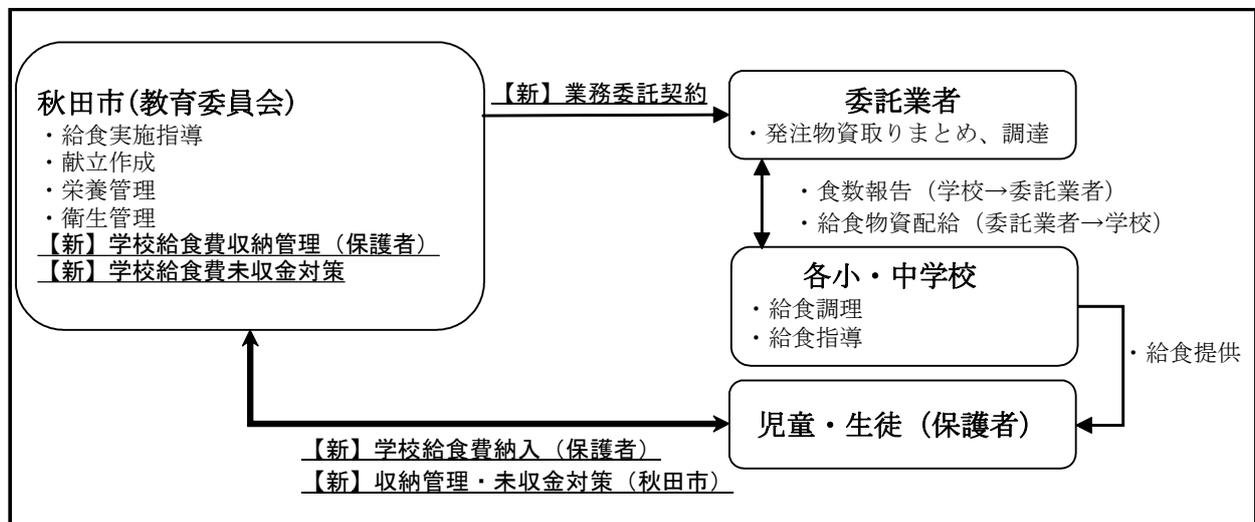
学校給食費については、これまで収納管理および未収金対応を各学校が取り扱う「私会計」方式により対応してきましたが、会計事務の明確化や教職員の事務負担の軽減など、諸課題を解消するため、平成29年4月から、市が学校給食費を公金として管理する「公会計」方式に移行するものです。

#### (2) 条例の設定

学校給食費の公会計化にあたり、本市における学校給食の実施と保護者からの給食費の徴収等を規定するため、「秋田市学校給食費に関する条例」を設定するものです。

### 2 本市の公会計モデルの概要

児童生徒、教職員など約24,000件の学校給食費については、本市が収納管理を実施する一方、給食物資の調達を外部委託により行う形態とします。



### 3 今後のスケジュール（案）

平成28年	6月	条例（案）のパブリックコメントの実施
	9月	市議会定例会に条例（案）を提出
	10月	保護者への周知および口座振替依頼書の配布開始
平成29年	4月	条例の施行・公会計化の本格運用開始

## 学校給食への異物混入について

### 1 発生場所

- (1) 学校名 秋田市立八橋小学校
- (2) 校長 蓬 田 透
- (3) 児童数 404名（5月1日現在）

### 2 発見日時

平成28年5月18日（水）午後0時30分頃

### 3 事故の概要

- ・5年生の女子児童がひき肉とおからのいり煮を食べたところ、口の中で固い感触に気づいて取り出した。
- ・異物は長さ1.7cmの金属ネジであり、児童用いすのネジと全く同じ形状のものであった。
- ・女子児童に怪我はなかった。
- ・他の学級において、同様の事案は見られなかった。

### 4 混入の経緯

不明（現在、調査中）

### 5 児童への影響

健康被害等なし

### 6 学校の対応

- ・直ちに校内放送で、同メニューを食べないように指示した。
- ・下校時まで児童の様子について観察したが、体調不良を訴える児童はいなかった。
- ・事故発生後、改めて給食調理場の調理器具の点検を行ったが、異常はなかった。
- ・事故発生当日、全校児童の保護者に事故の報告とお詫びのメールを配信し、翌日には保護者宛に校長名でお詫びの文書を配布した。

### 7 教育委員会の対応

- ・学校からの報告を受け、事故当日と翌日に事務局職員が学校に赴き、給食の調理過程や管理体制などについて事実確認を行った。
- ・全小中学校に対し、改めて学校給食における異物混入への対応について関係職員に周知するよう、5月19日付けの通知文書を発出し、注意喚起を行った。
- ・今後、各種研修会等を通じて、安全安心な学校給食の提供体制の確保と関係職員の意識啓発に努めていく。